特定非営利活動法人南山の自然を守り育てる会定款

第 1 章 総 則

（名称）
第１条 この法人は特定非営利活動法人南山の自然を守り育てる会という。

（事務所）
第２条 この法人は、主たる事務所を東京都稲城市に置く。

（目的）
第３条 この法人は広く市民や児童を一般対象として、雑木林の芝刈り・間伐による里山の保全事業、自然観察会や講習会などによる環境教育事業、希少生物などの生態調査および里山を保全・再生するための調査研究事業、里山保全に係る企画立案事業、里山保全の為の土地取得基金設置事業、またそれらの活動を広く広報し、連携をとり合うための普及・啓発事業を行い、身近な自然環境・景観の維持保全を図ることで、生活環境と自然環境が調和し、自然と人間が共生できる豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）社会教育の推進を図る活動
（２）まちづくりの推進を図る活動
（３）環境の保全を図る活動
（４）子どもの健全育成を図る活動
（５）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）
第５条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

（１）里山の保全事業
① 市民参加による稲城市南山の雑木林や公園予定地の地形・自然植生の調査
② 区画整理事業によって減少や荒廃が懸念される稲城市南山の自然の保全再生計画の立案
③ 市民参加による里山管理作業講習会開催

（２）環境教育事業
① 里山を活用した自然観察会開催
② 南山の植物や種子を一時的に市民に預け育成してもらう里親活動
③ 公民館祭りなどに参加し南山の自然を紹介し理解を深めてもらう活動

（３）調査研究事業
① 南山の希少生物を区画整理組合と合同調査
② 専門家や担当行政の指導のもと希少生物の保全策を研究し策定する活動

③ 策定した保全策に従い区画整理組合と合同で取り組む希少生物の保護や移植活動

(4)　企画立案事業
① 南山の公園予定地や緑地予定地のあり方に関する市民参加でのワークショップ
② 専門家や区画整理組合及び担当行政と共同で行う公園緑地の計画立案
③ 里山を生かしたまちづくりを実現するために担当行政や区画整理組合および専門家と従来どおり継続するまちづくり企画立案

（5）　土地取得基金設置事業
① 里山の一部の土地取得基金設置活動
② 里山を所有・管理するために必要な事項に関して区画整理組合や専門家と検討会を開催
③ 土地取得設置事業の広報や一般協力者との懇談会開催

（6）　普及・啓発事業
① 機関紙、研究報告書、自然環境保護に関する啓発書の発行
② ホームページの開設・運営による他団体との情報交換及びネットワークの構築
③ 里山を活用したイベント等の広報

（7）　その他目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種別)
第６条　この法人の会員は、次の2種とし、正会員を持って特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（1）　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
（2）　賛助会員　この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)
第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなくてはならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)
第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)
第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（1）　退会届の提出をしたとき
（2）　本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
（3）　継続して一年以上会費を滞納したとき
（4）　除名されたとき

（退会）
第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

（1）　この定款に違反したとき
（2）　この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

2　前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）
第12条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章役員

（種別および定款）
第13条　この法人に次の役員を置く。

（1）　理事　3人以上10人以内

（2）　監事　1人以上2人以内

2　理事のうち1人を理事長とし、1人を副理事長とする。

（選任など）
第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

4　法第20号各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）
第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

（１）　理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）　この法人の財産の状況を監査すること。

（３）　前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

（４）　前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期など）
第16条　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第17条　理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第18条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

（１）　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

（２）　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2　規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬など）

第19条　役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

（種別）
第20条　この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）
第21条　総会は正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第22条　総会は以下の事項について議決する。

（1）　定款の変更

（2）　解散及び合併

（3）　会員の除名

（4）　事業報告及び収支決算

（5）　役員の選任又は解任、職務及び報酬

（6）　解散における残余財産の帰属

（7）　その他運営に関する重要事項

（総会の開催）
第23条　通常総会は、毎年１回開催する。

2　臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

（1）　理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

（2）　正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（3）　監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）
第24条　総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第 1 号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなくければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)
第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)
第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)
第27条 総会における議決事項は、第24条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)
第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項及び第29条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)
第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事禄署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)
第30条　理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)
第31条　理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)
第32条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)　理事長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。

(理事会の招集)
第33条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)
第34条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)
第35条　理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)
第36条　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)
第37条 理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

(資産の構成)
第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(区分)
第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)
第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

（会計の原則及び区分）
第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則にしたがって行わなければならない。

2　この法人の会計は特定非営利活動に係る事業会計とする。

（事業年度）
第42条　この法人の事業年度は、毎年1月１日に始まり、同年12月31日に終わる。

（事業計画及び予算）
第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
2　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）
第45条　予算超過又は予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

2　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第46条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第47条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）
第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第７章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）
第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　総会の決議

（２）　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）　正会員の欠亡

（４）　合併

（５）　破産手続開始の決定

（６）　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）
第51条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうちから総会において議決した、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

（合併）
第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）
第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）
第54条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）
第55条　事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）
第56条　事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 10 章 雑 則

（細則）
第57条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則
1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。
理事長
菊池和美
副理事長
小柳新平
理事
岸本卓也
木場眞理
坂本太郎
櫻井朋広
中村美里
西村豊
本田佳世

監事
下谷美那子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成23年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成21年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1)入会金　正会員(個人・団体)　0円　　賛助会員(個人・団体)　0円
(2)年会費　正会員(個人・団体)　2400円　賛助会員(個人・団体)　1口 1200円(1口以上)